

令和6年8月29日

令和6年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 37 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 38 号	令和 5 年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 39 号	令和 5 年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 40 号	令和 5 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 41 号	令和 5 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第 42 号	令和 5 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第 43 号	令和 5 年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	8
議案第 44 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	9
議案第 45 号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11
議案第 46 号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	13
議案第 47 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	16
議案第 48 号	町道路線の認定について	18
議案第 49 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	19
議案第 50 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	20
議案第 51 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議案第 52 号	令和 6 年度宮代町一般会計補正予算（第 2 号）について	22
議案第 53 号	令和 6 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	23

議案番号	件 名 等	頁
議案第 5 4 号	令和 6 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	2 4
議案第 5 5 号	令和 6 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	2 5
議案第 5 6 号	令和 6 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 6
議案第 5 7 号	令和 6 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 7

議案第37号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

落雷被害を受けた役場庁舎防火設備を緊急に修繕する必要性が生じたことから、令和6年度宮代町一般会計予算に1,760万円を追加し、総額を134億3,382万3,000円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

令和6年8月7日

宮代町長 新 井 康 之

議案第38号

令和5年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和5年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計136億3,054万9,426円、歳出合計124億1,795万249円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第39号

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計33億4,237万8,580円、歳出合計32億6,435万5,742円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

令和5年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和5年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計33億4,524万2,949円、歳出合計32億1,788万505円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計6億2,892万4,878円、歳出合計6億2,514万9,298円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

令和5年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和5年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億7,241万4,754円のうち、1億9,115万3,000円を資本金に、8,126万1,754円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和5年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億8,817万9,389円（税抜き）、収益的支出7億691万7,635円（税抜き）、資本的収入3億6,814万9,203円（税込み）、資本的支出6億6,169万2,118円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

令和5年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和5年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金1億3,899万7,390円のうち、6,295万9,360円を資本金に、7,603万8,030円を減債積立金に積み立てるとともに、令和5年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入11億1,610万3,337円（税抜き）、収益的支出10億4,006万5,307円（税抜き）、資本的収入3億3,755万4,200円（税込み）、資本的支出4億7,430万9,143円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第45号

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、宮代町国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和34年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第46号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

水道法等の一部改正に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第34条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第43条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「5年」を「2年6箇月」に改め、同条第8号中「1年」を「6箇月」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年」を「1年6箇月」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条第4号中「中等教育学校」の次に、「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年」を「3年6箇月」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第44条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第44条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削

り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「4年」を「2年」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に、「5年」を「2年6箇月」に、「7年」を「3年6箇月」に、「同条第4号」を「次号」に、「9年」を「4年6箇月」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術士の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第43条及び第44条（同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分を除く。）の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第47号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第48号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1657号線	宮代町字川端288番3地先	
		宮代町字川端289番2地先	

令和6年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

字川端地内の開発行為に伴い町に帰属された開発道路を町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 大 和 田 由 梨
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和6年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに大和田由梨氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 岡 野 裕 美 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和6年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である岡野裕美子氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 稲 山 貞 幸
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和6年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現人権擁護委員である稲山貞幸氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

令和6年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について

令和6年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度決算に伴う繰越金の確定並びに決算剰余金の積立のほか、普通交付税の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正、新型コロナウイルスワクチン接種の事業実績確定に伴う国庫支出金の返還金等、令和6年度宮代町一般会計予算に7億322万1,000円を追加し、総額を141億3,704万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人件費補正及び国民健康保険事業費納付金の確定に伴う一般会計繰入金の補正並びに前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算に7,945万8,000円を追加し、総額を33億9,623万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和6年度宮代町介護保険特別会計予算に1億2,666万円を追加し、総額を35億2,683万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正及び前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に507万円を追加し、総額を7億2,496万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事異動及び共済組合負担金率の確定に伴い、令和6年度宮代町水道事業会計予算第3条予算について、収益的支出を488万1,000円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事異動及び共済組合負担金率の確定等に伴い、令和6年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算について、収益的収入及び収益的支出を163万3,000円追加するとともに、令和5年度決算の確定に伴い、第4条予算について、資本的収入を1,620万3,000円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。